

東海地区オリエンテーリングクラブ連絡協議会 会則

- 第1条（名称） 本会は、東海地区オリエンテーリングクラブ連絡協議会と称する。
- 第2条（事務局） 本会は、事務局を会長宅に置く。
- 第3条（目的） 本会は、クラブ相互の親睦と友好を図るとともに、オリエンテーリングの普及に寄与することを目的とする。
- 第4条（活動） 本会は、前条の目的を達成させるために、次の活動を行う。
① 定例会
② 本会主催の行事の開催
③ 関係諸団体との交流と情報交換
④ その他、普及推進に関する必要事項
- 第5条（会員の資格） ① 東海四県（愛知、岐阜、三重、静岡）の学校、職場、一般のクラブ及び県協会とする。
② その他
- 第6条（会費） 会費は、原則として年額1、000円とする。但し必要に応じ、臨時会費を徴収する。
- 第7条（役員） 本会に次の役員を置く。
① 会長、副会長、会計、書記
② 役員は定例会において選出し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない
③ 役員は、議事運営のために役員会を開くことができる
④ 役員の任期は毎年4月より翌年3月までを原則とする
- 第8条（役員活動費） 役員には活動費を支払うことができる。
- 第9条（定例会） 定例会は年数回開催し、必要に応じ、活動報告及び会計報告を行う。
- 第10条（会則の修正） 定例会において出席者の過半数の同意をもって改正する。
- 補則 1. この会則は昭和52年1月22日施行とする
2. 昭和56年2月 7日一部修正
3. 昭和62年4月 4日一部修正
4. 平成 4年4月 4日一部修正
5. 平成11年4月24日一部修正
6. 平成22年4月18日一部修正
7. 平成24年4月 7日一部修正
8. 令和 6年7月13日一部修正